令和８年（フ）第１２６２号
千葉県八千代市上高野916番地10
債務者　江崎　　直
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　　豊
4　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時40分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５３０号
千葉県習志野市鷺沼台３丁目20番４号
債務者　大野麻姫子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫛田　東生
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６２４号
千葉県市川市国府台５丁目25番20―306号（ミキハイム国府台弐番館）
債務者　那須　翔太
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　真郷
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時40分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１８０号
神奈川県大和市南林間４－６－２　コーポ南林間101、住民票上の住所千葉県袖ケ浦市長浦駅前８丁目７番地２
債務者　安藤　美和
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　啓輔
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午後１時45分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１８１号
千葉県木更津市八幡台１丁目２番９号
債務者　太田　幸博
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚本　秀夫
4　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１６０５号
千葉市若葉区西都賀４丁目11番36号
債務者　豊島　　充
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　好生
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３０８号
岡山県小田郡矢掛町西川面2062番地
債務者　鳥越　保則
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　麻衣
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１２３号
福島県いわき市泉町滝尻字加賀前38番地の１
債務者　井坂　正英
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯﨑　泰三
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第５３３号
神奈川県伊勢原市高森1193番地の１　クリオ愛甲石田壱番館503号
債務者　横田　裕之
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　裕
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１９４８号
名古屋市北区山田３丁目13番10号
債務者　長谷川　新祐
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝江　優美
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後１時50分
6　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５０３号
愛知県碧南市岬町１丁目３番地　Ｓｕｎ　Ｒｉｓｅ岬102号室、旧住所愛知県高浜市神明町２丁目３番地39　メゾンミレニアム102
債務者　三角　孝輔
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小出　和之
4　破産債権の届出期間　令和８年12月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２１４号
金沢市彦三町２丁目１番13号　彦三テアトルハイツ３Ｃ号、従前の住所金沢市涌波１丁目８番９号
債務者　本谷　裕二
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　明子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後２時35分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０６４号
広島県廿日市市平良２丁目６―25ハイネス101、住民票上の住所広島市南区東雲本町２丁目16番20―408号
債務者　井関　篤志
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮城　直大
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第７４２４号
東京都世田谷区経堂２丁目６―12　フォーブル長島Ｂ―102
債務者　五十嵐　和幸
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部